

令和4年度

札幌市地域福祉社会計画審議会

議 事 録

日 時：2022年7月7日（木）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 4・5号会議室

1. 開 会

○事務局（高橋地域福祉推進担当課長） 定刻となりましたので、ただいまから令和4年度札幌市地域福祉社会計画審議会を開催させていただきます。

私は、札幌市保健福祉局地域福祉推進担当課長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきたいと思います。

各委員の皆様には、お忙しいところ、また、非常にお暑い中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、委員総数17名中13名の委員にご出席をいただいておりますので、札幌市地域福祉社会計画審議会規則第4条規定する定足数を満たしまして、会議が成立するということをご報告させていただきます。

2. 挨拶

○事務局（高橋地域福祉推進担当課長） それでは、審議会の開会に当たりまして、札幌市保健福祉部の栗崎局長から挨拶申し上げます。

○栗崎保健福祉局長 皆様、改めまして、おはようございます。

4月に保健福祉局長に着任をいたしました栗崎と申します。改めましてどうぞよろしくお願いいたします。

皆様には、大変ご多忙の中、札幌市地域福祉社会計画審議会にご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、日頃から札幌市の地域福祉の向上のためにお力添えをいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

近年、少子高齢化、核家族化の進行はもとより、この2年以上にわたりますコロナ禍によりまして、地域のつながりが大変希薄化していると感じておりますとともに、それによって福祉に関するニーズがますます多様化、複雑化しているのではないかと考えております。例えば、ダブルケアの問題、8050の問題など、様々な新たに顕在化しつつある福祉課題への対応も必要になってきていると考えております。

そのような中、札幌市では、様々な複合的な課題を抱えている世帯などに対しまして、市民に身近な区役所内において、関係する複数の部署が連携し、支援方針や役割分担を検討する、いわゆる組織横断的な取組が必要であるという認識の下、今年度からこのような取組を北区と東区の2区でモデル事業として開始したところでありまして、今後、全市で展開していくための検証作業を行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、こういった地域の抱える福祉課題の解決に向けては、これまで以上に、地域住民の皆様方、事業者の皆様方、また、行政などが力を合わせていくことが必要であると思います。

現在の札幌市地域福祉社会計画2018は、「みんなで支え合い 住み慣れた地域で安

心して暮らし続けられるまち「さっぽろ」を基本理念としまして、高齢者や障がいのある方を含む全ての市民の皆様方が地域づくりに参加し、助け合えるまちづくりを目指す計画として平成30年に策定したものであります。

既に策定から4年余り経過いたしております。そういった中で、ますます多様化、複雑化する地域課題に対応し、地域福祉のさらなる推進を図っていくためには、新たな地域福祉社会計画の策定に着手したいと考えているところであります。

この計画は、高齢、障がい、医療といった各個別計画の地域福祉に係ることを総合的、横断的に捉えて推進する計画といった位置づけも有していることから、幅広い視点から地域福祉の検討を進めていく必要があると考えております。

つきましては、新しい計画がよりよい地域づくりの指針となりますよう、各分野に精通されておられます皆様方、また、地域で実践されておられる皆様方、本日お集まりの皆様方のぜひ忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、最初の審議会に当たってのご挨拶とさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎連絡事項

○事務局（高橋地域福祉推進担当課長） それではここで、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきたいと思っております。

まず、令和4年度札幌市地域福祉社会計画審議会の次第、座席表、委員の皆様の名簿と続きまして、資料としては、資料1の札幌市地域福祉社会計画審議会規則、資料2の札幌市地域福祉社会計画の概要及び今後の審議会スケジュール、資料3の令和3年度札幌市地域福祉社会計画審議会における質問及び回答、資料4の令和2年度札幌市地域福祉社会計画審議会における質問及び回答、そのほか、資料3、資料4の参考資料としまして、令和3年度の審議会資料2-1、資料2-2、令和2年度の審議会の資料2-1、資料2-2をおつけしております。

また、今回から委員にご就任をいただいた方もいらっしゃいますので、改めまして札幌地域福祉社会計画2018をお配りしております。

不足等はありませんでしょうか。もし途中で気づき、手を挙げていただきましたら、事務局でお配りさせていただきます。

続きまして、今回初めての会議となりますので、各委員の皆様から自己紹介をしていただきたく存じます。

恐れ入りますが、畑委員から順に所属やお名前など、簡単に構いませんので、マイクを使用して自己紹介をお願いいたします。

○畑委員 北星学園大学の社会福祉学部福祉臨床学科で教員をしている畑と申します。昨年度から引き続きとなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○紙谷委員 私は、札幌市民生委員児童委員協議会会長の紙谷です。昨年度からの続きで

ございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田尻委員 今年初めて委員として参加させていただきます。今、北区社協の会長と屯田地区で福祉のまち推進センターの代表をしています田尻と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋委員 高橋唯之と申しまして、札幌市ボランティア連絡協議会の会長を引き続き務めさせていただいております。東札幌地区社協の会長と福まちの委員長を兼務しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○篠原委員 こんにちは。一般社団法人WellbeDesignの篠原と申します。前回からの引き続きで、このたびも委員に推薦をいただきました。本日もよろしくお願いいたします。

○小林委員 札幌市老人クラブ連合会常任理事、事務局長の小林です。前回から引き続き委員を務めさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡本委員 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会の岡本と申します。市内の児童会館、若者支援施設、男女共同参画センターの運営などを担っております。どうかよろしくお願いいたします。

○小川委員 札幌市生活就労支援センター・ステップの小川と申します。私は、前任者から引継ぎがあり、新任として参加させていただきます。札幌市の生活困窮者支援制度の入り口となる相談の受付センターの責任者を務めております。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤委員 札幌市老人福祉施設協議会の会長をやっております加藤です。よろしくお願いいたします。

○長崎委員 おはようございます。札幌市介護支援専門員連絡協議会で今年度から会長をさせていただいております長崎と申します。よろしくお願いいたします。地域福祉については、私たちケアマネジャーが非常に要となる戦いの場面となります。札幌市の中に今1,300人ほどうちの会のケアマネジャーがいますので、ぜひ忌憚のない意見を言っていければいいなと思っています。よろしくお願いいたします。

○須藤委員 おはようございます。札幌市学校教護協会理事長の啓明中学校校長の須藤と申します。教護協会は大正の頃から100年弱ぐらいたつ組織ですが、札幌市内の中学校、私立、公立の高校も含め、300近い学校の青少年健全育成のための機関として継続的に活動しています。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員 札幌弁護士会の弁護士の山本賢太郎と申します。私は、札幌市の市民後見人の推進事業の運営委員も務めております。よろしくお願いいたします。

○塚本委員 市民公募で選ばれました。今は東区に住んでおります塚本です。今年3月まで町内会の顧問をやっておりました。会長、顧問をやりまして、今回、市民公募させていただき、3年前に市民委員になりました。よろしくお願いいたします。

○事務局（高橋地域福祉推進担当課長） 皆様、どうもありがとうございました。

なお、本日は、札幌市社会福祉協議会常務理事の菱谷委員、障がい者によるまちづくりサポーター代表の山田委員、札幌市医師会理事の土肥委員、公募委員の中村委員がご都合により欠席をされております。

続きまして、当審議会の事務局を担当いたします札幌保健福祉局の関係職員を紹介させていただきます。

○事務局（加藤総務部長） 皆さん、こんにちは。今日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。

事務局を務めます札幌市保健福祉局総務部の加藤です。

この審議会におきましては、皆様から貴重なご意見を頂戴いたしまして、本計画の主な施策や目標を定め、取り組んでまいりたいと考えてございます。どうぞよろしく願います。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） 福祉活動推進担当係長の横山と申します。様々なご意見をいただければと思っております。よろしく願います。

○事務局（長島地域福祉推進係長） 地域福祉推進係長をしております長島と申します。本日はよろしく願います。

○事務局（高橋地域福祉推進担当課長） また、オブザーバーとしまして、保健福祉局関係課の職員が参加しておりますので、私からご紹介をさせていただきます。

まず、総務部保護自立支援課から、向瀬保護自立支援課長です。

続きまして、高齢保健福祉部の石崎高齢福祉課長です。

続きまして、地域包括ケア推進担当部から、栗山介護保険課長です。

続きまして、障がい保健福祉部から、児玉企画調整担当課長です。

保健所からは、關成人保健・歯科保健担当課長です。

続きまして、保健所から、高田医療政策課長です。

また、札幌市社会福祉協議会から、佐藤総務課長、大井戸地域福祉課長、高谷総務企画係長にも参加をしていただいております。

また、議事に移る前に1点ご報告をさせていただきます。

当審議会は、公開ということもあり、傍聴席を設けております。また、皆様の発言は会議録として整理をさせていただき、後日、札幌市のホームページにも掲載するということをご承知おきいただければと思います。

3. 議 事

○事務局（高橋地域福祉推進担当課長） それでは、これより議事に移ります。

本来であれば、議事は議長となる会長が進行いたしますけれども、議事（1）の会長及び副会長の選出については私が進行させていただきたいと思っております。

会長と副会長につきましては、資料1の札幌市地域福祉社会計画審議会規則の第3条第1項に規定されておりますとおり、委員の互選となっております。

どなたかご提案のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○事務局(高橋地域福祉推進担当課長) それであれば、事務局からご提案をさせていただきたいと思います。

事務局案といたしましては、会長に畑委員、副会長に篠原委員をご提案させていただきたいと考えております。

畑委員は、北星学園大学で社会福祉学について教鞭をお執りなっており、本市の地域福祉にも精通されている方でございます。また、篠原委員は、北海道地域福祉学会理事兼事務局長を務められまして、社会福祉協議会の職員として勤務されたご経験もおりということで、地域福祉の実践者として活躍をされている方です。

いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(高橋地域福祉推進担当課長) ありがとうございます。

それでは、会長を畑委員、副会長を篠原委員にお願いしたいと存じます。

畑会長と篠原副会長は中央の席へご移動していただきますようお願いいたします。

[会長、副会長は所定の席に着く]

○事務局(高橋地域福祉推進担当課長) それでは、お2人に一言ずつご挨拶を頂戴したいと存じます。

畑会長、よろしくお願いいたします。

○畑会長 皆さん、改めまして北星学園大学の畑です。どうぞよろしくお願いいたします。

2018からの計画が、2年目、3年目からコロナ禍ということで、計画どおりに進めることが難しい状況だったということ、また、それによって地域福祉もかなりの影響を受けております。今期は今年から次年度にかけて新しい計画を作成していくことになるわけですが、アフターコロナ、あるいは、ウィズコロナも加味し、地域再生あるいは復興といった非常に重要な計画の作成になってくるかなと考えております。

私だけでは計画の作成はできませんので、ぜひ皆さんのお力を引き出せるような、皆さんにご協力をいただけるような進行を心がけてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(高橋地域福祉推進担当課長) 畑会長、ありがとうございます。

それでは、篠原副会長、よろしくお願いいたします。

○篠原副会長 改めましてよろしくお願いいたします。

一般社団法人WellbeDesignの篠原です。

私は、厚別区に事務所が所在する北海道内外を含めた地域福祉の推進をしている非営利型の一般社団法人を経営しております。

この審議会には今の2018の計画から携わらせていただいておりますけれども、そのほか、道内外の社会福祉協議会の計画にも携わらせていただきまして、昨年は道内五つの社協の計画を策定させていただきました。

また、札幌では、まちづくりセンターのアドバイザーを、それから、2015年度以降は、手稲区で災害時の支え合いの研修会もさせていただいております。また、昨今、災害が非常に多いということで、北海道内の災害支援の仲間たちと一緒に北の国災害サポートチームという災害時のボランティアな皆様方の支援活動を支援する機関も設立させていただいております。

今、会長のご挨拶の中にもありましたけれども、昨今は状況も変わってきておりますし、法律の改正もありました。6月7日に政府から骨太の方針が出されましたけれども、その中では包摂社会という新しい言葉が出てきております。札幌市のこの次の計画に向けてはこれら様々な内容を反映させていくことも必要になってきているのではないかなと個人的には思っております。

皆さんの忌憚のないご意見を頂戴いたしながら、会長とともにこの会を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局（高橋地域福祉推進担当課長） 篠原副会長、ありがとうございました。

それでは、今後の進行は畑会長をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○畑会長 それでは、ここからの進行を務めさせていただきます。

それでは、皆様、次第をご確認ください。

3の議事の（2）の札幌市地域福祉社会計画の概要及び今後の審議会スケジュールについてです。

資料2に基づき、まずは事務局から説明をいただきたいと思っております。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） それでは、事務局から現計画の概要と審議会スケジュールについて説明をさせていただきます。

お手元には参考までに2018年に策定しました現在の地域福祉社会計画をお配りしております。次期計画を策定した際には、事務局において、改めて計画の詳細を記載した本書と計画の主要な部分を記載した概要版を作成いたします。ここでの説明は右上に資料2と記載された資料に沿って行いますので、そちらをご覧ください。

まず、1の計画の概要及び位置づけについてです。

社会福祉法第107条では各市町村に地域福祉計画を策定するよう努力義務を課しており、札幌市地域福祉社会計画はこの地域福祉計画として位置づけられるものとなります。

札幌では、平成7年度に第1期の計画を策定し、現在の計画は第4期目の計画となります。現計画は、「みんなで支え合い 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち さっぽろ」を基本理念とし、三つの基本目標、八つの施策で構成されています。

札幌市は、まちづくりの総合計画として、札幌市まちづくり戦略ビジョンを定めており

まして、地域福祉社会計画はその方向性を踏まえた地域福祉分野の個別計画として位置づけられております。

続いて、2の計画の期間についてです。

計画期間は、他の福祉分野の個別計画と開始の年度を合わせ、令和6年度から令和11年度、2024年度から2029年度の6年間とする予定となっております。

続いて、3の次期計画の内容についてです。

先ほど説明しましたとおり、札幌市では、札幌市まちづくり戦略ビジョン及びその中期実施計画であるアクションプランを定めており、それらを踏まえ、保健福祉の分野ごとに個別計画が策定されます。

地域福祉社会計画は福祉等に係る他の計画と調和を図りながら策定されることが求められておりますので、他計画の見直し内容と整合性に留意しながら見直しを進めてまいります。また、社会福祉協議会が作成しますさっぽろ市民福祉活動計画との整合性にも留意しながら見直しを進めてまいりたいと考えております。

なお、社会福祉法第107条で地域福祉計画に盛り込むべき事項が定められておりますので、地域福祉社会計画はこちらを盛り込んだ内容となります。

また、社会福祉法第107条第2項で、地域福祉計画を策定する際は、あらかじめ地域住民の意見を反映させるように努めるように定められております。

続いて、4の策定体制についてです。

資料の裏面をご覧ください。

札幌市地域福祉社会計画策定体制となっている図ですけれども、策定体制のイメージ図を掲載しております。本日開催しております計画の審議会が上部に書いてありますが、当審議会は札幌市長からの諮問を受け、次期計画についてご審議をいただくこととなります。左側に市民との記載がありますがけれども、計画策定に際しては、地域福祉活動をされている関係者との意見交換会や地域福祉を考えるシンポジウムなどを通して計画に市民意見を反映してまいりたいと考えております。

続いて、5の策定スケジュールについてです。

左から2列目というか、こちらの枠に審議会のスケジュールを記載しております。7月、本日が第1回目の審議会となっております。来年10月までにおおむね2か月から3か月に1度のペースで、今年度、来年度に3回ずつ、計6回の審議会を開催して計画案を策定してまいりたいと考えております。その後、市長副市長会議、パブリックコメントなどを経まして、令和6年2月には最終的な計画を策定する予定です。

○畑会長 以上、資料2に基づいてご説明をいただいたスケジュールで、次期札幌市地域福祉社会計画の作成に取り組んでいくこととなります。

このようにスケジュールでばしっと出てくると、もうフィックスされているように見えますし、もちろん、計画どおりに進めていきたいということではありますが、皆様から重要なお意見が出てきたら、そういったものをしっかりと反映しながら進めてまいりたいと考

えておりますので、ぜひご忌憚のないご意見がございましたらご発言をいただければと思います。

（「なし」と発言する者あり）

○畑会長 それでは、こちらについてはよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○畑会長 ありがとうございます。

次は11月に予定されておりますけれども、5の策定スケジュールのところをご覧いただくと、その間に市民の意識調査も実施することになっておりますので、次の審議会ではその結果の一部もご覧いただけるかと思っておりますので、それも踏まえつつ、ご意見をいただければと考えております。

それでは、（3）の令和3年度審議会の審議内容に係る報告についてです。

事務局からご説明をお願いします。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） それでは、説明させていただきます。

地域福祉社会計画審議会は、令和元年度——2019年度から常設の審議会として地域福祉社会計画の施策についての進捗管理などを行っておりましたが、令和2年度、令和3年度につきましては、コロナウイルス感染拡大のため、書面開催となっております。令和3年度末に開催しました審議会では、ご意見のほか、幾つかご質問もいただいておりますので、この場で回答をさせていただきたいと思っております。

資料3をご覧ください。

質問と回答について説明をさせていただきます。

まず、一つ目の質問は、福祉推進委員会についてです。

コロナの影響によって具体的活動が減少しても委員会の設置数には変化がないものと思われる、数値が下がったことに対するさらなる説明を求めたいという質問です。

回答ですが、福祉推進委員会は、町内会などの団体が会則などを設けずに地区福まちの福祉推進委員会として活動しているものも多いため、新型コロナウイルスで福まち活動及び福祉推進委員会活動が減少、休止せざるを得ない状況となったことが委員会設置数の減少にカウントされていると考えております。

次のご質問は、福祉除雪の地域協力員及び助成金についてです。

地域協力員の確保に向け、約3,000人の退職予定者に周知したと記載をされておりますが、その効果はいかほどか、また、2020年度の3,324人の協力員のうち、新規に協力員になった方はどのくらいか、5万円の助成金の使途について、具体的には何に用いられ、その効果はどのようなものかという質問です。

回答ですが、退職予定者への周知は退職者向け説明会の資料として、例年、各組織へ送付しているもので、2020年度はおよそ3,000人分の送付を行っている、福まちへの5万円の助成の使途は、通信費、広報費、説明会・報告会の会場費、事務用品などとなっております。これら広報等の取組によって2020年度の新規協力員は400名となって

おりますが、何人が退職予定者の資料や福まち行った広報活動などによって協力員となったかといった集計は行っておりません。

次のご質問は、生活困窮者自立支援事業についてです。

支援会議の開催数及び会議に諮った実対象者数について聞かれております。

回答ですが、支援会議は設置しておりませんが、必要に応じて自立相談支援機関と関係機関が連携して情報共有や支援を行っているということです。

次のご質問は、重層的支援体制整備事業についてです。

重層的支援体制整備事業の構築に向けた動き、準備はどのようになっているかという質問です。

回答ですが、複合的な福祉課題等については、令和4年度から、北区及び東区保健福祉部をモデル区として、組織横断的な支援調整を担う組織を設置し、取組の検証等を行っていくということです。

次のご質問は、災害対策基本法の改正についてです。

2021年5月の災対法改正に伴い、個別避難計画の努力義務化や災害リスクの高い地域から取組を推進していくことなど、取組の展開について本計画策定時から大きく状況が変わったと感じる、危機対策部局との連携など、施策を推進していく上での今後の展開について伺いたいということです。

回答ですが、昨年5月の災害対策基本法の改正に対する札幌市の対応については、基本的には、国の方針に合わせ、庁内のみならず、福祉専門職等の庁外の関係者とも連携しながら個別避難計画の作成を進めていく方針となっており、現在対応を検討しているところです。

次のご質問ですが、福まち推進事業、生活支援体制整備事業及び重層的支援体制整備事業についてです。

生活支援体制整備事業は、あくまで介護保険制度上の取組であり、より幅の広い重層的支援体制整備事業の獲得や仕組みの移行が求められると感じる、今後の施策の展開について伺いたいということです。

回答ですが、本施策においては、福まち事業である地域の見守り活動や地域生活支援活動を生活支援体制整備事業と連動させ、NPOやボランティアなどが連携して地域で支え合う支援体制を推進することを検討するもの、複合的な福祉課題等については、組織横断的な支援調整を担う組織を令和4年度から北区及び東区保健福祉部モデル区として設置し、取組の検証等を行うとなっています。

次のご質問は、有償ボランティアについてです。

需要と供給のバランスは取れているのか、取れていない場合、解消の取組について伺いたいということです。

回答ですが、令和3年度のデータでは、相談件数が389件あったうち、制度を知りたいなどの問合せが204件、新規に利用開始されたものが137件、48件は利用開始に

は至ってはいません。ただ、利用開始に至らなかった理由が、近隣に受託可能な協力会員がないというだけではなく、明日に来てほしい、女性協力員限定で来てほしいなど、条件が整わなかったものも含まれるので、48件全てが供給不足ではありません。供給不足解消のために広報さっぽろで協力員登録説明会などの通知を行っているほか、特に協力員が不足する地域では回覧板で協力員の募集を行っております。

次のご質問ですが、福祉教育推進員についてです。

札幌市において福祉教育推進員の養成などを行う予定はありますかということです。

回答ですが、現時点で福祉教育推進員研修の予定はないのですが、福祉副読本を活用した事業を展開できるよう、教職員向け学習ハンドブックは用意しております。

次のご質問は、民生委員の担い手についてです。

民生委員児童委員については本年12月に改選を迎えるが、その次の改選は、団塊の世代が75歳を迎えることに伴い、全国的に民生委員児童委員の大幅な改選と担い手不足が想定されている、これに対して札幌市の具体的な対策は図られているのか、今後の取組について伺いたいということです。

回答ですが、民生委員の担い手不足という課題に対しては、これまでも、パンフレットや広報、テレビ番組を活用した民生委員制度の周知による認知度の向上に加え、札幌市職員や北海道職員等の退職者説明会において民生委員活動の説明と勧誘などを行っている、また、今後は、それらに加えて、行政からの依頼業務の見直しによる負担の軽減や現役世代の獲得に向けた福祉分野等の民生委員制度との親和性が高いと思われる分野への周知広報などに取り組んでいく予定となっております。

次のご質問は、日常生活自立支援事業、成年後見制度のコロナ禍での課題についてです。

日常生活自立支援事業と成年後見制度のコロナ禍による課題等はないかを伺いたいということです。

回答ですが、まず、日常生活自立支援事業のほうですが、現状で実務に当たる生活支援員の確保が課題となっている中、コロナ禍において新たな生活支援員登録に向けた研修事業の一部中止や、活動している支援員も高齢であるため、持病への懸念や支援中でソーシャルディスタンスを確保することが難しいことなどから活動休止や登録終了を希望する方が出てきている、病院への入院中の方や高齢者住宅へ入居されている利用者の支援においては、面会制限のため、連絡等に時間を要したり、状況把握が難しい側面が多くある、支援の内容では、毎月1回の支援であるものを2か月に1回に減らすことや預かり金額を増やして支援することに対応しているケースもある、上記2点により、本人についての調査や支援計画の作成などを行う専門員への業務負担の増加や新規ケース対応に遅れを生じるなどの影響もあるということです。また、成年後見制度のほうですが、成年後見人の声としては、コロナ禍において、被後見人との定期的な面談が難しく、入院、入所となっている方については、施設職員からの話を聞く等の対応となるが多かったことや、被後見人の転居の際、入所する施設の見学ができずに苦労したといったものがありました。

また、市民後見については、養成研修の中止や候補者研修でのグループワークの中止等、人材育成に関わる事業ができなかったということです。

次のご質問は、福祉避難所の事前指定、事前公示についてです。

災害対策基本法の改正に伴い、福祉避難所についても事前指定、事前公示を行うこととなったが、札幌市における対応状況について伺いたいということです。

回答ですが、札幌市においては、要配慮者2次避難所について、災害が起きた際に避難所となる施設の被災状況や、入所者、利用者の安全確認、施設スタッフの確保等を確認してから避難所として指定する取扱いとなっている、一方で、平時から指定はしていないものの、災害時において、緊急的に受入れを要請する可能性がある施設の情報については、札幌市公式ホームページ上で公開しているところ、ご質問の事前指定、事前公示については、事前に施設側と受入れ対象者を調整して体制整備を図ることで、災害時における要配慮者の直接避難を促進することを目的に災害対策基本法施行規則の改正に伴って可能となったもの、しかし、これらに対応するためには、市内に数多く存在する各施設と個々の要配慮者との調整方法や施設側の受入れがどの程度可能かといった課題も多いことから、他都市の先行事例なども調査、分析しながら札幌市としてどのように進めていくべきかを検討しているということです。

次のご質問は、災害廃棄物の撤去についてです。

災害廃棄物の撤去等に関しては、ボランティアとの連携について、環境省、内閣府、JV OAD、全社協からの通知が、また、災害救助法適用下における災害ボランティアセンターのコーディネーター人件費の国庫負担について、内閣府からそれぞれ通知が出されているが、札幌市及び札幌市社協におけるこれらの対応はなされているかを伺いたいということです。

回答ですが、災害ボランティアの窓口及びコーディネートは市社協で行うことになっており、災害廃棄物の撤去等に関するボランティアとの連携については、札幌市と市社協で役割分担について調整済みである、また、コーディネーター人件費の国庫負担については札幌市と市社協との間で現在調整を行っているということです。

最後のご質問ですが、停電時の人工呼吸器利用患者対応について、事業所におけるBCP策定についてです。

平成30年の北海道胆振東部地震における大規模停電でも課題となったが、人工呼吸器を利用している医療ケア児や特定疾患患者等に対する対応、対策は図られているか、また、令和3年4月の介護保険報酬改定によって義務化された事業所等におけるBCP策定に向けた対応等は図られているかを伺いたいということです。

回答ですが、札幌市では呼吸機能障がいのある障がい者や特定疾患等で人工呼吸器を必要とする方を対象に、災害時において人工呼吸器や酸素濃縮器などの電気式の医療機器を使用する際に必要となる非常用電源装置等の購入に係る費用の全部または一部を助成する事業である障がい者等災害対策用品購入費助成事業を令和元年7月から開始している、令

和3年4月の介護報酬改定で、介護サービス事業所に対して感染症や自然災害に対するBCP策定が義務づけられ、令和6年3月31日までは努力義務とされているが、本市では高齢者支援計画2021において令和4年度中の策定を目標としている、そのため、本市のホームページにおいて、厚生労働省が作成したBCPのガイドラインや研修動画を掲載し、情報提供を行うとともに、事業所に対する実地指導の場面においても策定状況の確認と助言を行っているということです。

令和3年度の審議会でいただきました質問に対する回答は以上になります。

なお、令和2年度に書面で開催しました審議会でも幾つかご質問はいただいておりますが、本来であれば、今回のように、令和3年度の審議会の場で回答させていただく予定であったのですが、新型コロナウイルス感染の状況によりまして、令和3年度の審議会も書面開催となっておりますので、回答できずにおりました。大変申し訳ございませんでした。

令和2年度の審議会の質問の回答については資料4として添付しておりますので、後ほどご覧ください。

○畑会長 今年度から新たにご着任をいただきました委員もいらっしゃいますので、少し確認をさせていただきます。

昨年度、一昨年度に関しましては、新型コロナウイルス感染症対策により、全てを書面開催とさせていただき、皆様からご質問やご意見をいただく形で実施させていただきました。本来的には、令和3年度にいただいたそれぞれのご質問等に関しては、書面でなければ、その場で回答を可能な範囲でさせていただき、それに基づいて、今年度、令和4年度の取組に反映していくことが求められるわけですが、書面開催となりましたので、令和4年度に入ってから改めて事務局からご回答をしていただいたということです。

ここで、一例として、計画の45ページをご確認いただければと思います。

計画に関しましては、2018年からの6か年計画となっておりますが、計画自体について大幅に見直すというのはこの間に行うことではないのですが、ご覧いただいたら分かる通り、それぞれ基本目標が定められており、その中にひもづけられる形で幾つかの施策があり、現状と課題、それに対する施策の方向性とそれを踏まえた主な取組といった構成で作成されております。

この主な取組のところですが、取組としての内容はあるのですが、そこまで具体的ではありません。そこで、審議会で皆様からご意見をいただき、取組自体を大きく変更するというわけではないのですが、取り組み方や運用方法について、ご意見を反映できるということです。今回は、今年度から次年度に向けて作成といったことで非常に見えやすい部分はあるのですが、つくったら終わりということではなく、運用していく中で皆様からご意見をいただくことによって調整していき、計画の目標達成に向けたよりよい取組につなげていくことが期待されるということです。

今回は令和4年度に入っている中での回答にはなってしまいましたけれども、ご質問の

内容に基づいて対応するような取組が進められている状況でもありますので、その点、ご理解をいただければと思います。

補足の説明が長くなってしまいましたけれども、今説明をしていただいた昨年の書面回答の内容も踏まえつつ、皆様からご意見やご質問等があれば、ぜひご発言をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○畑会長 この2年間は書面開催で、計画に触れることもあまりなかったと思いますし、新たにご着任をいただいた委員の方としては何のことだろうといったこともあるかもしれませんが、今ここでのご発言は難しいかもしれません。ただ、今やっている計画の反省点も踏まえ、次期計画の作成に向けてご意見をいただくことも期待されております。

今日この時点でご発言やご質問がぱっと出なかったとしても、次回以降、次期計画を作成していく中で、こういったことも次期計画では入れていけばいいのではないかなど、今日の説明を踏まえるようなご発言でも全然問題ありませんので、今日以降、お時間を取っていただいて、2018の計画を振り返っていただくとともに、これまでのコロナ禍による影響をどう評価し、どう考慮できるか、非常に判断が難しいかもしれませんが、それも踏まえつつ、ぜひ多様な視点からのご意見をいただければと思います。

○事務局（高橋地域福祉推進担当課長） 補足説明をさせていただきます。

今ご説明しました資料3の後ろに参考資料として令和3年度審議会の資料2-1をつけております。今、会長からも補足でご説明をいただきましたけれども、令和3年度の施策の実施結果などについて記載しております。これをご覧いただいた上でご質問をいただいておりますので、初めてご覧いただく委員の皆様はこういうもので結果が出ているということも踏まえながらご覧いただければと思います。

○畑会長 ありがとうございます。

副会長から何かありますか。

○篠原副会長 今回たくさんの質問に丁寧にお答えをいただきまして、本当にありがとうございます。というか、質問を出させていただいているのがほぼ私からで、本当に申し訳ありませんでした。

市役所の皆さん方にお伝えしたのは、質問だけではなく、報告の仕方をちょっと工夫していただいけませんかというようなご注文もありました。というのは、例えば、資料2-2を見ていただくと、基本目標1の福祉のまち推進事業における地域福祉力の向上とあります。確かに、コロナ禍において、地域での見守り訪問や日常的な支援をするという仕組みは相当弱くなっているのではないかなと私も町内会活動なんかをしながら実感しているところです。

一方、コロナ禍で組織的な活動はできないのだけれども、遠巻きでの見守りの活動を続けておられたり、電話での訪問活動といたしますか、訪問を電話でしていたり、工夫を凝らした取組をやっているところが非常に多いのです。

何を言いたいかという、計画に書いてある数字に対し、取組ができたか、できなかったかという評価だけではなく、地域社会の中でどのような取組が行われているのかにも着目をしていくことが必要ではないかなということ。

といいますのも、計画の冊子の70ページにこの計画の推進体制が書かれています。この計画には札幌市や札幌市社協が職務として取り組むことが書かれているのではなく、市民とともに一緒につくり上げていく福祉のまちづくりのためのことが書かれているわけですね。ですから、市民の皆さん方がコロナ禍においても様々な取組をやっていた、あるいは、やりたいと思っていたのだけれども、ここに課題があるというような表面化されていない結果や課題についてもぜひ報告として上げていただければ、この委員は本当に多様なメンバーがいらっしゃいますので、それぞれのお立場での取組にも返っていきやすいのではないかなと思います。そういったことについてもご意見をさせていただいたということをつけ加えさせていただければと思います。

○畑会長 ありがとうございます。

改めまして、皆様から何かご意見やご質問等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○畑会長 それでは、(3)の令和3年度審議会の審議内容に係る報告については終了させていただきます。

今日ご準備していただいている議事に関しては以上の3点で終了となります。

4. その他

○畑会長 最後に、4のその他です。

全体を通して、皆様からご意見やご質問、あるいは、事務局から報告等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山本委員 次回以降の審議会が11月や3月ですけれども、この日程というのは現時点ではまだ決めていないということですか。

○事務局(横山福祉活動推進担当係長) 細かい日付まではまだ決定しておりません。

○山本委員 分かりました。

○畑会長 これだけのメンバーがおりますので、できる限りの方がご参加いただけるよう、今後、事務局から日程調整の連絡させていただくということになります。

○山本委員 日程調整の連絡についてですが、会議が開催される2か月前ぐらいにいただけると各委員も調整しやすいのかなと思います。今回は短い時間しかありませんでしたが、2か月程度の期間をいただけると設定しやすいかなと考えます。

○事務局(高橋地域福祉推進担当課長) 今回は申し訳ございませんでした。次回以降は早めに日程調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○畑会長 事務局の方、ぜひよろしくお願いたします。

5. 閉 会

○畑会長 本日は1回目ということになりますけれども、円滑な進行に皆様ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして令和4年度第1回札幌市地域福祉社会計画審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

以 上